

第1回 飯舘村振興計画審議会

次 第

日時：令和5年11月17日（金）

15：00～

場所：飯舘村役場 第一委員会室

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 会長選出及び副会長指名

5 議事

1) 村からの諮問について

2) 飯舘村第6次総合振興計画後期計画書（案）の説明について

3) 意見交換

6 その他

7 次回の開催予定日

令和5年12月1日（金）15時～（案）

8 閉 会

飯舘村振興計画審議会 委員一覧

連番	所属・役職		氏名
1	飯舘村議会議員	総務文教常任委員長	佐藤 真弘
2	飯舘村議会議員	産業厚生常任委員長	菅野 新一
3	飯舘村教育委員会	教育長職務代理者	高橋 祐一
4	飯舘村農業委員会	会長職務代理者	西尾 ツネ
5	ふくしま未来農業協同組合 飯舘総合支店	支店長	佐藤 賢二
6	福島大学	行政政策学類 准教授	大黒 太郎
7	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構	農業環境研究部門 化学物質リスク研究領域 無機化学物質グループ (併)農研機構 企画戦略本部	万福 裕造
8	飯舘村役場(事務局)	村づくり推進課 課長	佐藤 正幸
9	飯舘村役場(事務局)	村づくり推進課 企画定住係長	齋藤 博史
10	飯舘村役場(事務局)	村づくり推進課 企画定住係主査	室井 麻矢

5 飯 村 第 1 8 6 号
令和5年11月17日

飯館村振興計画審議会 会長 様

飯館村長 杉岡 誠

飯館村第6次総合振興計画の変更について（諮問）

飯館村第6次総合振興計画を変更するにあたり、飯館村振興計画審議会設置条例第1条に基づき、下記に掲げる事項について諮問します。

記

1. 飯館村第6次総合振興計画後期計画

以上

(答申書の作成イメージ)

令和5年12月1日

飯舘村長 杉岡 誠 様

飯舘村振興計画審議会
会長 ○○ ○○

飯舘村第6次総合振興計画について（答申）

令和5年11月17日付け5飯村第186号で諮問されたこのことについて、本審議会において慎重に審議した結果、別添飯舘村第6次総合振興計画後期計画（案）に下記の意見を付して答申いたします。

記

※以下、意見の記載例※

1. 本計画は行政だけで推進できるものではないため、住民や関係団体などの理解を深め、本計画の実現に向けて地域一体となって取り組んで行けるように努めること。
2. 計画は実行することが重要であるため、適正に実行されているかを検証するとともに、その結果について村民への公表を行うこと。

以上

○飯舘村振興計画審議会設置条例

昭和42年12月26日

条例第21号

(設置)

第1条 村長の諮問に応じ飯舘村振興計画の調整その他の実施に関し必要な調査及び審議を行なわせるため、飯舘村振興計画審議会（以下「審議会」という。）をおく。

(組織)

第2条 審議会は委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について村長が委嘱する。

- (1) 飯舘村議会の議員 3人
- (2) 飯舘村農業委員会の委員 2人
- (3) 飯舘村教育委員会の委員 1人
- (4) 公共的団体等の役員及び職員 4人
- (5) 学識経験を有する者 5人

(会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長をおく。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が命ずる。
- 5 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところ

による。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、村づくり推進課において所掌する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和43年1月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月19日条例第3号) 抄

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年9月7日条例第18号) 抄

1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日条例第13号) 抄

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月20日条例第3号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月20日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年2月14日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月17日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。